

株式会社グリーンパワーインベストメント「(仮称) いちき串木野・薩摩川内ウィンドファーム環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和元年7月3日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) いちき串木野・薩摩川内ウィンドファーム環境影響評価方法書について、株式会社グリーンパワーインベストメントに対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、鹿児島県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所:鹿児島県いちき串木野市及び薩摩川内市

原動力の種類:風力(陸上)

出 力:40,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成30年	8月15日
環境大臣意見受理	平成30年	11月1日
経済産業大臣意見発出	平成30年	11月9日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成30年	12月7日
住民意見の概要等受理	平成31年	3月5日
鹿児島県知事意見受理	令和元年	6月4日
経済産業大臣勧告発出	令和元年	7月3日

問合せ先:電力安全課 沼田、須之内
電話03-3501-1742(直通)

株式会社グリーンパワーインベストメント「(仮称) いちき串木野・薩摩川内ウィンドファーム環境影響評価方法書」に対する勧告内容

1. 方法書では、設置する風力発電機の規模や配置等が確定していないことから、これらを可能な限り明確にした上で、それを踏まえた調査、予測及び評価を実施すること。
2. 対象事業実施区域及びその周辺では、他事業者による風力発電施設が稼働中又は環境影響評価の手續中であり、近接して風力発電施設が立地することによる累積的な環境影響が懸念されることから、風力発電施設の配置等については、事業者間で十分に協議・調整を行った上で、実現可能な事業計画を準備書に記載すること。
また、既存の風力発電施設に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集や他事業者との情報交換等に努め、本事業との累積的な影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(鹿児島県知事からの意見書の写しを添付)